

山梨いのちの電話個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、山梨いのちの電話（以下「法人」という。）における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義及び適用)

第2条 この規程における用語の定義は、基本的に個人情報の保護に関する法律の定義に従うものとする。

- 2 この規程は、会員及び寄付者ならびに法人の関係者（役員、職員、相談員、研修担当者等）に適用する。
- 3 この規程は、法人が現に保有している個人情報（その取扱いを委託されている個人情報を含む。）を対象とする。

(個人情報保護方針)

第3条 法人における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定める。

- 2 個人情報保護方針は、法人の関係者に周知せしめるとともに、外部にも公表する。

第2章 管理体制

(個人情報保護管理者)

第4条 法人に個人情報保護管理者を設置する。

- 2 個人情報保護管理者は、事務局長があたるものとする。

(個人情報保護管理者の職務)

第5条 個人情報保護管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報保護方針の策定及び理事会への上程、関係者への周知、一般への公表
- (2) 個人情報に関する安全対策の策定・推進
- (3) 個人情報の適正な取扱いの維持・推進を目的とした諸施策の策定・実施
- (4) 事故発生時の対応策の策定・実施

第3章 運用

(個人情報の取扱いの原則)

第6条 個人情報は、法令及びこの規程に従い、適切に分類、管理、利用、保管、廃棄されなければならない。

- 2 法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定する。
- 3 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

2 法人が、個人情報を取得する場合には、下記の場合をのぞき、本人に対してあらかじめ利用目的を明示しなければならない。

- (1) 身体または財産そのほかの権利利益を保護するため必要な場合
- (2) 法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国または地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

(個人情報の管理)

第8条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 法人は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

2 法人においては、次の各号に従って適切に個人情報を取り扱わなければならない。

- (1) 個人情報を含む文書（磁気媒体を含む）は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努めなければならない。
- (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させてはならない。
- (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄しなければならない。
- (4) 個人情報を含む文書はみだりに複写してはならない。

(関係者の監督)

第10条 個人情報保護管理者は、法人の関係者が個人データを取扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第11条 法令に基づく場合をのぞき、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(開示請求等)

第12条 法人は、当該本人が識別される「保有個人データ」の開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去の請求があった場合は、法令の規定に従い対応するものとする。

2 請求に対する対応は、個人情報保護管理者が行うものとする。

(違反に対する措置)

第13条 法人は、個人情報の取扱いに際し、法令または本規程に違反する事態が生じた場合、適正な措置をとるものとする。

2 前項の対応は、個人情報保護管理者が行うものとする。

付 則

この規程は、2018年5月19日から施行する。

NPO 法人山梨いのちの電話個人情報保護方針

2018年5月19日

NPO 法人山梨いのちの電話(以下「当センター」といいます)は、会員・寄付者の皆様及び関係者(役員、職員、相談員、研修担当者等)の氏名や住所、メールアドレスなどの特定の個人を識別できる情報または個人識別符号が含まれる情報(以下「個人情報」といいます)を適切に取り扱い、保護する責任があることを認識し、次の取り組みを実施いたします。

1. 法令の遵守

個人情報を取扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令および山梨いのちの電話個人情報取扱規程を遵守いたします。

2. 利用目的

当センターは、個人情報について利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超える取扱いはいたしません。

3. 個人情報の取得

個人情報を取得させていただく場合は、その利用目的と、当センターの担当窓口をお知らせした上で、業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得させていただきます。

4. 個人情報の適正管理

個人データ(個人情報の保護に関する法律第2条第6項に規定する個人データをいいます)への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止する措置を講じます。個人データは、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新の内容を確保し、利用の必要がなくなったときは遅滞なく消去するよう努めます。

5. 第三者提供の制限

当センターは、ご本人の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、原則として個人データを第三者に対して提供いたしません。

6. 要配慮個人情報の取扱い

当センターは、皆様の要配慮個人情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の

不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報)は、取得いたしません。

7. 個人情報の開示請求等

保有個人データの開示・訂正・削除・利用停止等のご請求については、法令に別段の定めのある場合を除き、事務局長までご連絡いただければ、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

10. 管理体制

個人情報保護に関する取り組みを明確にするため、原則月 1 回開催する事務局会議において毎回「情報セキュリティについて」を議題とするとともに、事務局長を管理責任者とし、事務局員・関係者に対する教育と啓発を継続的に実施いたします。

11. 継続的改善

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえ、個人情報保護のための管理体制および取り組みを適宜見直し、継続的にその改善に努めます。

以 上

NPO 法人山梨いのちの電話

(個人情報保護管理者) 事務局長 青柳英子

(2025 年 6 月 1 日より)

個人情報の利用目的について

NPO 法人山梨いのちの電話は、皆様の個人情報を、以下の事業に関し、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

1. 事業内容

- (1) 電話相談事業
- (2) 電話相談員の研修・養成事業
- (3) 自殺防止啓発活動
- (4) 会員の募集と財政の強化活動
- (5) 広報活動
- (6) 後援会との連携協力活動
- (7) 山梨県委託事業の実施
- (8) 一般社団法人日本いのちの電話連盟事業への参加
- (9) 他団体との連携・協力

2. 個人情報の収集

- (1) 電話担当表を作成し連絡調整するため
- (2) 相談員及び応募者の経験や特性を尊重しつつ適切な研修をするため
- (3) 各種講演会やチャリティーを周知案内するため
- (4) 活動支援者に報告や依頼をするため
- (5) 当法人の活動を広報するとともに適切な知識・情報を頒布するため
- (6) 業務受託先との円滑な連絡を行うため
- (7) 人事労務管理に関わる諸手続きを行うため
- (8) その他当法人の目的を適切かつ円滑に履行するため